

サーベンス・オクスリー法 404 条の実践 - 内部監査人が直面する諸問題 -

CIA フォーラム研究会 No.10

はじめに

本稿が機関誌に掲載される頃には、SEC に登録している多くの米国企業で、サーベンス・オクスリー法 404 条（財務報告に係る内部統制評価）の適用初年度の対応を終えていることであろう。エンロン、ワールドコム の破綻を背景に、資本市場における投資家の信頼回復という目標を掲げて、2002 年 7 月、瞬く間に成立した法律であるが、404 条については、当初、詳細なガイドラインがなく、監査法人からも具体的なアドバイスも得られないまま対応をせまられた会社は、雲をつかむような状況で 404 条作業をスタートせざるを得なかったというのが実態であろう。さらに、その後、膨大な作業を必要とすることに配慮して適用時期が延期されたり、PCAOB 監査基準公表後は監査法人から次々にガイダンスが公表されたりと、404 条対応に携わった方々は、翻弄され続けながら、ようやく初年度の対応を終えたという感をお持ちなのではないだろうか。

当研究会では、企業サイドで実際に 404 条対応プロジェクトを推進してきた、あるいは推進しようとしている内部監査人が直面してきた問題点・疑問点をとりあげ、PCAOB の監査基準、監査法人のガイダンス、関連著書等をベースに、これらに対する回答を見出すべく研究活動をおこなってきた。本稿は、その研究成果を Q&A の形にまとめ、内部統制の各評価ステップに分類したものである。

本稿が、これから内部統制評価プロジェクトに取り組もうとしている内部監査人の方々にとって、多少なりとも参考になれば望外の幸いである。

目次

1. プロジェクトの方針および編成 (Q1~7)

- Q1. 法の要請を満たす最小限の作業とすべきか、実質的に意味ある作業とすべきか？
- Q2. どのようにプロジェクトを構成すべきか？内部監査部門の役割をどのように位置づけるべきか？
- Q3. 既存の内部監査活動、外部評価活動（SAS70、IT 制御法等）を SOA404 条対応に利用できないか？
- Q4. 金融機関が行っている資産自己査定 の取り扱い、および内部監査部門がその監査を行っている場合の位置づけについてはどう考えるのか？
- Q5. 外部監査人が他者（内部監査人等）の作業を利用できる場合の基準は？
- Q6. 外部コンサルタントに協力を依頼すべきか？ その場合の留意点は？
- Q7. 404 サポートツールを導入すべきか？

2. 全社レベルのコントロールの評価 (Q8~9)

- Q8. 全社レベルのコントロールについては誰が文書化を行うべきか？
- Q9. 不正の防止・発見のために、どのような内容のコントロールが求められるのか？

3. 重要な勘定および関連する財務諸表上のアサーションの認識 (Q10~12)

- Q10. 重要な勘定科目の判断は、いつ時点の財務諸表に基づき行うべきか？
Q11. 重要な勘定科目をどのようにして認識するのか？
Q12. 財務諸表上のアサーションとは何か？ 各勘定科目にはどのようなアサーションが関連するのか？

4. 重要なプロセス、事業拠点の認識 (Q13)

- Q13. SOA の対象企業の範囲（連結、関連会社、在米等）はどこまでか？

5. 内部統制の整備状況 (Design) の文書化 (Q14~15)

- Q14. 海外拠点における文書化については、どのような基準で推進していけばよいか？
Q15. 作成された文書のチェックは、どのような方法で行うのか？

6. 内部統制の整備状況の有効性 (Design Effectiveness) のテストと評価 (Q16)

- Q16. 内部統制の整備状況の有効性はどのようにしてテスト、評価、文書化するのか？

7. 内部統制の運用状況の有効性 (Operating Effectiveness) のテストと評価 (Q17~21)

- Q17. 運用状況の有効性テストはどのような手法によるべきか？（質問／観察／検証／再実施）
Q18. どの程度のサンプルをテストすべきか？ 不備の是正を確認するテストのサンプル数は？
Q19. 会計期間中、いつテストを実施すべきか？ 年度末でのアップデート手続きは、いつどのように実施すべきか？
Q20. 期末以降に行われるコントロール（決算プロセス等）についてのテストと評価は、どのように行うべきか？
Q21. 内部統制の運用状況の有効性は、どのように評価するのか？

8. 内部統制全体の有効性についての評価 (Q22)

- Q22. 内部統制の重要な問題点 (Significant Deficiency)、重大な欠陥 (Material Weakness) とする基準は何か？

9. アウトソーシング、IT に係る内部統制の評価 (Q23~24)

- Q23. アウトソーシング先をどのようにテストすべきか？
Q24. IT 全般統制の有効性テストは、外部業者やグループ内のシステム会社に委託して実施してよいのか？

10. 次年度の対応 (Q25)

- Q25. 次年度の対応で留意すべき点は何か？

<注>

- 1) 参考文献からの引用については、その都度、文献の引用箇所を記載することを避け、末尾に本稿の参考文献として一覧を記載した。
- 2) 文中では以下の略語を使っている。

SOA : Sarbanes-Oxley Act (サーベンス・オクスリー法)

PCAOB : Public Company Accounting Oversight Board (公開企業会計監視委員会)

AS2 : PCAOB Auditing Standard No.2 (公開企業会計監視委員会 監査基準第2号)

para : paragraph

1. プロジェクトの方針および編成

Q1. SOA の要請を満たす最小限の作業とすべきか、実質的に意味ある作業とすべきか？

経営者は、年次報告書と共に財務報告にかかる内部統制の評価報告書を提出し、以下の点を明確にしなければならない。

- 財務報告に関する適切な内部統制の構築・維持についての経営責任
- 内部統制の有効性評価のベースに使用されたフレームワーク
- 事業年度末における内部統制の有効性に関する経営者の評価
- 財務報告に係る内部統制の有効性に対する経営者の表明（アサーション）について外部監査人が証明（アステーション）をおこなったこと

PCAOB の監査基準第 2 号には、このために経営者が何をすべきかについての概念的記載はあるものの、実際にどのような作業をどの程度の深度で実施すればよいのかについての具体的記載はなく、必要な作業量のイメージが掴み難い。外部監査人が証明を行うため、実際の作業レベルは、外部監査人との協議で決まることになると思われるが、外部監査人が証明する（報告書にサインをする）に足る作業レベル（=法の要請を満たす最低限）も決して少ない作業量ではないのが実情である。相応の作業が必要であるならば、実質的に意味のある作業を行うことが合理的である。

実質的に意味のある作業とは

有効な財務報告に関連する内部統制は、その企業の経営目的の達成、及び信頼性のある財務諸表の作成を可能にするもので、その有効性を評価することは、SOA404 条の要請を満たすのみならず、内部統制の改善すべき箇所を発見し、改善することに役立ち、更に高いレベルの経営目標の達成にも繋がる。

作業手順

しかしながら、業務プロセスの中に存在する内部統制を文書化することは、これまで内部統制を文書化したことがない企業にとっては、膨大な作業を伴う一大プロジェクトである。実質的に意味のある作業を目指すものの投入可能な経営資源には限りがあるため、実際の作業は、SOA の要請を満たす最低限のレベルからスタートし、改善を繰り返して徐々に進化させる方法をとらざるを得ない。例えば、次のような対応が考えられる。

A) 短期的対応

初年度は、限られた期間と経営資源で、ある程度形を整える必要がある。まず、各業務部門（ビジネスユニット）の責任者（ビジネスプロセスオーナー）をプロジェクトに取り込む必要がある。その上で、評価対象プロセスを最重要なもの（限られた期間と資源で評価可能なレベル）に絞り込んで評価を実施する。補完的に導入が容易なバックアップ宣誓書等を利用することも形を整える一助となるかもしれない。

B) 長期的対応

状況の変化等にも対応できるようにするため、整備した体制に改善プロセスを導入する。具体的には評価対象プロセスの拡大、評価方法の精緻化、改善の余地がある内部統制の識別と改善の実行等を行い、実質的に意味のあるものへ変えていくこと

になる。

Q2. どのようにプロジェクトを構成すべきか？ 内部監査部門の役割をどのように位置づけるべきか？

SOA404 条のプロジェクトは、会社の経営幹部による広範囲にわたる監督を要求している。このプロジェクトを成功させるためには、時間、資源（人材・資材・予算）、作業範囲と品質の確保を適切に管理する必要があり、上級経営陣（主に CEO や CFO）による目標設定、及び組織内関連部署の責務を明確にすることが重要である。

内部監査人協会（IIA）が公表する“ Internal Auditing’s Role In Sections 302 and 404 of the U.S. Sarbanes-Oxley Act of 2002（SOA302 条及び 404 条における内部監査の役割）”は、内部監査の役割を、全社的なプロジェクトマネジメントと絡めて以下のように提示している。

SOA404 条対応のためのステップ、活動及び責任部署の要約

404 条の目的を達成するため、一般的に大企業のプロジェクトに対するイニシアチブは、いくつかの段階と、段階ごとの主要活動に体系化される。個々の活動を遂行するための責務も、明確にされるべきである。下表はプロジェクトの典型的な段階、活動及び責任部署を示したものである。また、内部監査人の役割も提示している。

段階/活動	責任部署	内部監査人の役割
<計画段階>		
計画	プロジェクトスポンサー	<ul style="list-style-type: none"> ・助言と提言 ・プロジェクトチームの一員として、計画段階に参加
計画の範囲	プロジェクトチーム	<ul style="list-style-type: none"> ・助言と提言 ・プロジェクトチームの一員として、計画段階に参加
<実行段階>		
文書化	ラインマネージャー プロジェクトチーム スペシャリスト等	<ul style="list-style-type: none"> ・行われるべきプロセスに関する経営者への助言 ・品質保証のレビュー
評価とテスト	ラインマネージャー プロジェクトチーム スペシャリスト等	<ul style="list-style-type: none"> ・経営者の文書化とテストに対する独立的評価 ・有効性テストの実施（外部監査人が、他の者が行った作業を利用する際、作業結果に対する信頼性を高めるため）
検出事項	プロジェクトチーム ラインマネージャー	<ul style="list-style-type: none"> ・統制ギャップを識別 ・経営者による討議を支援
是正措置	ラインマネージャー	<ul style="list-style-type: none"> ・フォローアップ・レビュー
モニタリング・システム	上級経営者	<ul style="list-style-type: none"> ・フォローアップ・レビュー
<報告>		
経営者の報告	上級経営者 ラインマネージャー	<ul style="list-style-type: none"> ・報告の決定への支援 ・助言
外部監査人の報告	外部監査人	<ul style="list-style-type: none"> ・経営者と外部監査人との間のコーディネーター

<モニタリング>		
継続的モニタリング	上級経営者	・フォローアップ・サービス
定期的な評価	プロジェクトチーム ラインマネージャー等	・定期的に監査を実施

内部監査として望まれる役割

同 IIA の報告書は、SOA302 条と 404 条の要求に合致する組織をサポートする内部監査人の望ましい役割に含まれる活動として、

- ・ プロジェクトの監視
- ・ コンサルティングとプロジェクトの支援
- ・ 継続的なモニタリングとテスト
- ・ プロジェクトの監査

を例示している。これらの活動は、内部監査人の独立性と客観性に関する IIA の基準と衝突せず、目的と一致すると考えられている。実務上は、会社の規模、内部統制環境、時間、資源（人材・資材・予算）等により条件が異なるものの、独立性と客観性は、内部監査のプロジェクトに対する貢献において、常に検討されるべきである。

Q3. 既存の内部監査活動、外部評価活動（SAS70 等）を SOA404 条対応に利用できないか？

多くの企業にとって、内部統制の文書化と評価は、特に初年度において膨大な作業になると考えられ、全社的なプロジェクトとしての対応が迫られる。したがって、プロジェクト・チームが、プロジェクトの計画段階において、既存の内部統制に係る評価活動の活用を検討することは当然であろう。プロジェクトのライフサイクルには幾つか鍵となるフェーズ（段階）があるが、ここでは主に内部統制の文書化と経営者による評価について述べる。

内部統制の文書化における既存評価活動の活用

経営者が内部統制の文書化を着手するにあたり、既存文書を吟味することは、効率性と品質を確保するため、プロジェクトの初期段階で行うべきことである。既存文書には、会社の会計方針や手続書、業務マニュアル、職務記述書、システム・フローチャート等、広範な文書が考えられるが、内部統制を識別し文書化するためのノウハウの蓄積、熟練度の観点から、内部監査部門が保有する内部統制と手続きに関する文書は有効な参考文書のひとつである。ただし、内部監査部門の文書は対外的に機密性が高いため、会社の方針・手続きの範囲内で活用することに留意する。

統制自己評価（以下、CSA）の実績がある会社においては、内部統制の対象となる業務部門が、体系的な統制記述に関する文書を保有している。CSA の統制記述も、文書化作業に活用できる文書である。

企業が外部に業務委託をしている場合、あるいは業務委託を受けている場合には、受託会社の独立監査人の意見表明である SAS70 報告書の活用が有効である（Q.23 参照）。後述 の内部統制の評価にあたっては、タイプ I 報告書の利用はできないが、文書化にあたっては、タイプ I・タイプ II 両者とも参考文書として活用できる。

内部統制の評価における既存評価活動の活用

内部統制の有効性評価についての最終責任は経営者にある。したがって、経営者は自らの評価結果を結論づけるために、内部統制の有効性についてテストを行わなければならない。

PCAOB が公表する監査基準は、本来、外部監査人が監査を行う上で遵守すべき基準を設けているが、監査を受ける企業側経営者にとっても、自らの内部統制の評価と外部監査人による監査に備えるための指針となっている。PCAOB の監査基準は、他の者が実施した作業の利用について、外部監査人が作業の利用程度を決定するための評価プロセスを 1)他の者の作業対象となった統制内容の検討、2)作業担当者の能力と客観性、3)他の者によって実施された作業の品質と効果を評価するために、他の者の作業をテストする、と提示している (AS2 para 109)。また同監査基準は、外部監査人が他の者の能力と客観性を評価する際の指針も示しており、それによると、内部監査人は、組織内の他の者に比べ内部統制に関して能力と客観性を有しているとしている。特に、内部監査人が内部監査人協会 (IIA) が発行している「内部監査の専門的実施の国際基準」に準拠している場合、これに当てはまる (AS2 para 121)。したがって、経営者及び外部監査人は、内部監査人の手続きの結果を、組織内の他の者が実施した手続きの結果に比べ、より利用できると考えられる。利用にあたっては、統制内容とテストの再実施等の検討事項を充分吟味する必要がある。

内部監査人以外で、組織内の他の者が実施した作業の代表的なものに CSA があげられる。CSA を経営者による内部統制の評価及び外部監査人による監査に利用できるか否かは、CSA のプログラムがカバーする内部統制の範囲、自己評価の手法等により異なる。しかし、CSA が内部統制のプロセスオーナーである業務部門主体であるという性質から考えると、客観性において疑問が残る。また、職業的専門家としての技能要件の視点から、業務部門の担当者に内部監査人と同等の統制評価とテストの実施を期待するのは難しい。経営者は、再テストの範囲を拡大する、独自テストを増やす等、補完案を検討すべきである。

企業が外部に業務委託をしている場合は、受託会社の独立監査人の意見表明である SAS70 報告書が利用できる。ただし、内部統制の有効性の評価においては、統制の整備状況の適切性を基準日時点で評価するタイプ I ではなく、当該統制の有効性の期間検証を行い、運用状況を評価するタイプ II を取得する必要がある (Q. 23 参照)。SAS70 報告書は、受託会社の独立監査人による内部統制の有効性についての意見表明であるため、作業実施者の能力と客観性については問題ないと思われる。ただし、入手した SAS70 報告書の情報が十分でなかった場合には、経営者は適宜、受託会社への質問、必要な情報の入手、受託会社における統制テスト等の追加的手続きを実施する。

Q4. 金融機関が行っている資産自己査定取り扱い、および内部監査部門がその監査を行っている場合の位置づけについてはどう考えるのか？

PCAOB の監査基準には、金融機関が行っている資産自己査定がそのまま該当するような記載は特に見られない。

このため関連項目として考えられるものを当てはめて考えると、「財務報告に係る内部統制に関連する資産保全」(AS2 para 7, Appendix C) という項目に近いのではないかと。そして、財務諸表上のアサーション (AS2 para 68) として経営者が表明する中の、

- 実在性または発生 (資産および負債がその時点で実在していること、並びに記録された取引がその会計期間に発生していること) の資産の実在性部分、
- 評価および配分 (資産、負債、資本、収益および費用が財務諸表に適正な金額で反映されていること) の資産部分、

の一部として、資産自己査定業務及び同業務に関する監査を位置づけることができるのではないだろうか。

このような考え方を外部監査人も認めるのであれば、資産所管部門が作成する内部統制文書等の中の該当箇所において、期末時点における資産の適正な保全、資産評価の受

当性・十分性や、資産が実在し適正な金額で評価されている、という資産自己査定業務による統制手続きを記載することになる。そして、内部統制文書に対応して、内部監査部門が期末時点における資産の適正な保全、資産評価の妥当性・十分性、資産の実在性・適正な金額の評価、について検証・監査しているのであれば、その資産自己査定監査の内容・結果を内部統制の有効性評価の文書に記載することになる。

Q5. 外部監査人が他者（内部監査人等）の作業を利用できる場合の基準は？

PCAOB の監査基準に定性的基準が示されているが、実務上は外部監査人の裁量に負う所が多い。

目的・手法

「財務諸表の Misstatement を防止・発見する」ことが SOA404 条の内部統制上の目的で、そもそも「経営者のアサーションをサポートするエビデンスの入手」がテストである。外部監査人もアステーション（証明）の為に、基本的に独自テストを実施する必要がある。

原則

外部監査人の実施する独自テストの範囲・時期・種類・サンプル数決定の判断材料として、他者テストを利用するのは有効な手段である。但し 100%の利用は不可で、主要・一義的エビデンスとしての採用は、外部監査人が独自テストを実施した場合に限定される。又 IT を除き他者テストを外部監査人が「再実施」しても、十分かつ適切とは言えない。（この原則は、外部監査人の他者作業への過度の依存を防止する目的がある。）

基準（AS2 para108-126）

他者の独立性 (Independence)・客観性(Objectivity)と*専門的能力(Competence)、更にテストの十分な質・量（性質・時期・範囲）が確認された場合には、外部監査人は最大範囲（greatest-extent）までの利用（use）が可能となる。（「*専門的能力」は、CIA や CPA 等の資格保持者を想定したと考えられる。）

但し、基準は定性的かつ柔軟で、外部監査人は「検証」の試行により、IT を含め最終的には独自の裁量的な利用判断が可能である。（経営者は利用により外部監査費用の削減が可能となる。）従って、実際には、外部監査人と予め利用可能性を相談しておくことが実務的であろう。

留意点

- A) CSA は一般に独立性・客観性が乏しいことから、利用することは不可となる。
- B) 全社レベルの統制環境とウォークスルーも、利用自体が明確に禁止されている。
- C) 不正防止プログラムは、内容の特殊性から判断し利用対象として不適切である。

Q6. 外部コンサルタントに協力を依頼すべきか？ その場合の留意点は？

一般的にコンサルタントを利用する場合のメリット、デメリットを整理すると以下の表ようになる。

	自社のみで対応する場合	コンサルタントを利用する場合
--	-------------	----------------

メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな費用がかからない ・ 社内事情、業界事情に詳しい 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門的なノウハウがある ・ 問題解決の経験がある ・ 社内スタッフとは違った切り口
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 問題解決のための時間がない ・ 問題意識や解決策が間違っている可能性がある ・ 社内スタッフを説得しづらい 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 費用がかかる ・ 社内事情に詳しくない

業務プロセスにおける内部統制を文書化したことがない企業の方々は、膨大な作業を前にして、どこから手をつけるべきか途方に暮れてしまうのではないだろうか。SOAの対応においては、「時間がない」「対応が間違っていた場合、やり直しができない」「膨大な作業負担を社内にどう説明するのか」等、上記表の「自社のみで対応」のデメリット部分が顕在化する可能性が高いプロジェクトであると言える。

それでは、コンサルタントを利用した場合の具体的なメリットは何であろうか。主なものをいくつか列挙してみる。

- SOA や内部統制の考え方について説明、研修等を受ける機会が得られ、理解を深められる
- 通常コンサルタントは他社、他の監査法人の動向を把握しているので、多くの事例から総合的に判断し、アドバイスしてくれる
- 文書化やテストングについて、標準的な雛型を提供してくれる
- コンサルタントによっては、ツールがある
- プロジェクト完了までの時間が短縮できる
- プロジェクトマネジメントについてもアドバイスが受けられる

数多くのケースを手掛け、情報量が豊富なコンサルタントを利用することの効果は大きい。もちろんこれらのメリットを享受できるか否かはコンサルタントの選定にかかっている。コンサルタント選定のポイントは、以下の通り。

- 十分な経験と実績があること
- 業界動向、特に PCAOB、4大監査法人の動向を把握していること
- しっかりしたツールを持っていること
- 企業の方針と合うこと

最後の は重要なポイントである。企業の実状を理解し、実状に則したアドバイスを提供してくれるコンサルタントを選定することが大切であろう。

Q7. 404 サポートツールを導入すべきか？

次に示す理由により、導入する必要性は高いといえるのではないだろうか。ただし、作成される文書量が少ない企業では既存の文書管理手段でも対応できる可能性はある。

SOA404 条の要請事項に対応するために作成される文書は、経営者による財務報告に係る内部統制の評価の基礎となり、評価を裏付けるものである。したがってこれらの文書は適切に保管され、必要に応じて速やかに閲覧できるように管理される必要がある。

SEC の SOA404 条に関連する最終規則では、内部統制を文書化するのには会社の責

任であり、そのような文書化の推進と維持は、有効な内部統制のために本来的に必要なものであるとしている。

、 の要求を満たすために作成される文書を評価した結果を、経営者は全社的に把握しておく必要がある。

作成される文書には内部統制の整備状況ならびに運用状況の評価に関するものすべてが含まれ、大量の文書量となる。とくに運用状況の評価に関しては、内部統制のビジネスプロセスのリスクコントロール毎にテスト計画書とその実施結果が必要となるため、これらの文書数は数千ページに及ぶ。(たとえば、リスクコントロールの数が千個とすると、合計3千～5千ページとなると想定される。)

～ の要件から、これらの文書を統一的に保管・更新・閲覧するためには、404 サポートツールのようなツールを導入することが欠かせない。404 サポートツールに限らず、多量の文書の保管・更新・閲覧が可能なツールを既に利用している場合には、それらのツールを活用することが必須となる。

、 の文書群と の評価結果について外部監査人が閲覧・評価する場合にも、サポートツールを利用することで、効率よく閲覧できる。逆にツールを使用しない場合には、その文書群が膨大なものとなり、これを検索・閲覧するにあたっての外部監査人の作業時間が大幅に増え、企業にとってはコスト増となる。

404 サポートツールを導入し運用する際には、実務的には以下に示す課題もあり、導入時によく検討しておく必要がある。

- 文書化情報のツールへの登録工数を確保する必要があること。
登録する文書数は、内部統制の検証が求められるビジネスプロセス数だけ必要となる。
- ツール利用者に割り当てる利用権限の管理が必要になること。
内部統制の全体管理者は全てのビジネスプロセスを参照できなければならない一方で、各部門の内部統制責任者には当該部門の文書化情報のみ参照・更新できる権限とする必要がある。このような利用権限の整理とメンテナンスが必要となる。

2. 全社レベルのコントロールの評価

Q8. 全社レベルのコントロールについては誰が文書化を行うべきか？

PCAOB の監査基準第2号は、全社レベルのコントロール手段を例示しているが、その筆頭に統制環境に含まれるコントロール手段をあげ、これに含まれるものとして、トップの姿勢、権限及び責任の割り当て、整合性のある方針と手続、行為綱要や不正防止策等全ての拠点ないし事業単位に適用される全社的プログラムを列挙している。(AS2 para 53)

このように PCAOB の監査基準が統制環境をトップに示したのは、全社レベルのコントロール手段の中でも統制環境を最も重視する趣旨と考えられる。

したがって、良好な統制環境の確保と、その存在を立証するための文書化が極めて重要ということになるが、問題となるのは、PCAOB の監査基準が例示するトップの姿勢に代表されるいわゆるソフトコントロールの文書化であろう。

この点 IIA は、かかるソフトコントロールの評価につき、比較的早い時期から、自己

評価手法を推奨し、その具体的な形式としてワークショップ方式、質問票方式などを示している。

我々がソフトコントロールの文書化を考えると、上記のうちの質問票方式に注目すべきと思われる。具体的には、全社共通の一本の質問票を作成し、これを経営者、管理職及び従業員に送り、回答結果を例えば内部監査人が纏めるといった方式である。

なお、かかる質問票のモデルとしては、例えば *Internal Auditor's Role in Corporate Governance: Sarbanes-Oxley Compliance (The Institute of Internal Auditors Research Foundation)* 所収の EL Paso 社の「統制評価のための調査票」があげられる。また、日本公認会計士協会の監査委員会研究報告書第 16 号：統制リスクの評価方法に示されている、「事業運営全般に関する全般的内部統制の識別と理解に関するチェックリスト」も参考になろう。

Q9. 不正の防止・発見のために、どのような内容のコントロールが求められるのか？

PCAOB の監査基準第 2 号は、不正の防止・発見に関するコントロール手段に含まれるものとして以下のものを示している。

- 財務諸表の重要な虚偽表示をもたらす虞のある会社財産の着服を抑止するためのコントロール手段
- 会社のリスク評価プロセス
- 倫理・行為綱要の規定、とりわけ利益相反、関連当事者との取引、違法行為、経営者と監査委員会ないし取締役会による綱要に対する監視にかかわる規定
- 監査委員会の内部監査への関与や内部監査との相互作用のほか、内部監査業務の十分性、内部監査部門が監査委員会に直接報告しているか否か
- 以下にかかわる会社の手続の適切性。すなわち苦情の取り扱い、会計及び監査上の問題についての懸念に係る匿名による通報の受理 (AS2 para 24)

また、経営者と財務報告プロセスを監視する責任のある関係者 (監査委員会) とが、次のことをすることによって不正を行う機会はかなり減少するとしている。(AS2 para 25)

- 適切な社風を築く
- 誠実な文化と高い倫理に関する基準を設定し維持する
- 不正を防止・抑止し、これを発見するためのしかるべきコントロール手段を設ける

なお、PCAOB の監査基準は、上記の「不正を防止・抑止しこれを発見するためのしかるべきコントロール手段」について具体的なものを示してはいないが、承認、職務の分離、現物と帳簿との照合などがその代表であろう。さらに、「社風」、「文化」、「倫理」といったいわゆるソフトコントロールも重視されており、この評価、整備との関係で、自己評価手法の有効性に注目すべきであろう。

3. 重要な勘定および関連する財務諸表上のアサーションの認識

Q10. 重要な勘定科目の判断は、いつ時点の財務諸表に基づき行うべきか？

経営者は当期の事業年度末時点の会社の財務報告に係る内部統制の有効性を評価するので、本来的には評価基準日の財務諸表 (注記含む) に基づき重要な勘定科目を判断す

べきである。ただし、内部統制の評価は評価基準日以前から実施しなければならないので、実務的には前期の財務諸表から評価基準日の財務諸表の財務数値等を予測し、重要な勘定科目を判断することになる。

最終的には評価基準日の財務諸表に基づいて重要な勘定科目の判断が正しいことを確認する必要があるので、例えば、以下のような事象が発生した場合には、重要な勘定科目の判断を含む文書化・評価の範囲を適宜見直す必要がある。

- 企業買収および企業分割
- 当初重要な勘定科目と事業拠点を決定するにあたって使用した予想もしくは予算上の財務情報の変更
- 事業拠点内での特定のリスクに関する検討
- 個別の事業拠点における経営者の変更
- 内部統制の問題点の認識
- 不適切な全社レベル統制

なお、重要な勘定科目の判断は、文書化・評価の範囲の決定（スコーピング）の一過程として行われるため、ビジネスプロセス及び事業拠点の特定と相互に関連して判断する必要がある。

Q11. 重要な勘定科目をどのようにして認識するのか？

AS2 では、重要な（significant）勘定科目は、個別または他と合計して財務諸表に重大な（material）影響を及ぼす記載誤り（過大計上及び過少計上）を含む可能性がないとは言い切れない（more than a remote likelihood）ものであると定義している。

一般に、会社は、連結財務諸表（注記含む）で個別に開示されている項目における金額的及び質的重要性を考慮して重要な勘定科目を特定する。

例えば、AS2 によると、外部監査人は、財務諸表の表示科目や注記開示レベルの量的評価から始め、次に様々なリスク、企業の組織構造、その他の質的要素に評価を拡張し、これにより重要な勘定が追加して特定される（AS2 para 60-67）としている。

重要な勘定科目を認識する際のア量的および質的重要性は次の通りである。

金額的重要性

• 全般的的重要性

全般的的重要性は、連結財務諸表の重要な虚偽の表示のリスクに関するものである。経営者は、重要性の検討にあたって SEC 職員会計公報 99 号「重要性」に記載されている指針を考慮すべきである。税引前利益といったある重要な指標に関する重要性の基準（例えば 5%）を適用することは各項目が重要であるかどうかを事前に判定するのに有益である。さらに、全般的的重要性は、個々の重要な勘定科目レベルでの虚偽の表示を集計する際（内部統制の監査における内部統制の問題点の集計においても同様に）、連結財務諸表上全体として重要か否かを評価するのにも使用される。

なお、外部監査人が財務報告に係る内部統制監査を実施する際にも重要性の基準を用いるので、経営者は外部監査人より低い重要性の基準を採用する必要がある。

• 計画時の重要性

計画時の重要性は、税引前利益（損失）などの損益計算書の指標に基づくものであり、また個別の勘定科目（もしくは勘定科目の構成要素）の重要性の判定に使用すべきであると考えられる。個々の勘定科目に関する虚偽の表示の集計と発

見リスク（統制が重要な虚偽の表示を発見できないリスク）を考慮して、若干の余裕を持つため、計画時の重要性は全般的重要性よりも低く設定しなければならない。

計画時の重要性は、一般的にリスクのレベルに応じて全般的重要性の50%から75%の間で設定すべきであると考えられる。計画時の重要性は、複雑な取引や複数の事業拠点を有するようなリスクの高い企業の経営者は低く設定し、逆に、リスクの低い企業の経営者は高く設定する。

このように計画時の重要性を全般的重要性より低く設定するのは、計画時の重要な勘定科目と評価基準日の財務諸表による重要な勘定科目との相違を少なくするためである。

質的重要性（AS2 para 65）

- 勘定科目の大きさ及び構成
- 誤謬もしくは不正による損失の発生する可能性
- 勘定科目を通じて処理される活動の量、複雑性および同質性
- 勘定科目の性質（例えば、仮勘定は一般的に注意を要する）
- 勘定科目に関連する会計上また報告上の複雑性
- 勘定科目に内在している損失発生の可能性（例えば連結対象となっている建設契約会社に関連した損失引当金）
- 勘定科目によって表示される活動から生じる重要な偶発債務の可能性
- 勘定科目における関連当事者との取引の存在
- 開示科目の特徴の前期からの変化（例えば、新たな複雑性、主観的要素、あるいは新しいタイプの取引など）

そこで、同様のリスクと管理プロセス下にある勘定科目を集計した残高が金額的重要性を超える勘定科目や質的重要性があると判断した勘定科目が重要な勘定科目として認識され、この重要な勘定科目に関連するプロセス（ビジネスサイクル）毎に内部統制の整備状況および運用状況を評価する。

Q12. 財務諸表上のアサーションとは何か？ 各勘定科目にはどのようなアサーションが関連するのか？

財務諸表上のアサーション（Financial Statement Assertion）としてAS2（para 68）では以下の5つをアサーションとして例示している。

実在性または発生（Existence or Occurrence）

このアサーションは、会社の資産もしくは負債が特定の日において存在しているかどうか、また、記録された取引が特定の期間において発生しているかどうかに関するものである。例えば、貸借対照表上の製品について経営者はそれが販売可能であることを主張している。同様に、損益計算書上の売上高について経営者は、製品またはサービスと現金またはその他の対価とを交換したことを主張している。

完全性（Completeness）

このアサーションは財務諸表に反映されるべき全ての取引および勘定科目が反映されているかどうかに関するものである。例えば、全ての商品およびサービスの購入が記録され財務諸表に反映されているということを経営者は主張している。同様に、貸借対照表上の支払手形には会社の全ての関連する債務が反映されているとい

うことを経営者は主張している。

評価および配分(Valuation or Allocation)

このアサーションは資産、負債、資本、収益および費用が適切な金額で計上されているかどうかに関するものである。例えば、有形固定資産は取得価額で記録されており、関連する減価償却費は体系的に適切な会計期間に配分されているということを経営者が主張するものである。同様に、経営者は、貸借対照表に計上されている売掛金は正味実現価額で示されているということを経営者は主張している。

権利と義務(Rights and Obligations)

このアサーションは、貸借対照表に計上されている資産は会社の権利を示しているかどうか、また負債は会社の債務を示しているかどうかに関するものである。例えば、経営者は貸借対照表におけるリースの金額について、リース資産に対する会社の権利の額を示しており、リース債務は会社の負っている債務を示していることを主張している。

表示と開示(Presentation and Disclosure)

このアサーションは財務諸表の特定の構成要素が適切に区分され、記述され、開示されているかどうかに関するものである。例えば、経営者は貸借対照表において固定負債に区分された債務について、1年以内には期限が到来しないということを経営者は主張している。

なお、AS2 に準拠して財務報告に係る内部統制の監査を実施する場合に、経営者および外部監査人は AS2 で特定されたアサーションと異なるアサーションに基づいて評価を実施しても良いとされている (PCAOB スタッフ Q&A Q10)。

例えば、AS2 で特定された以外のアサーション (監査要点、潜在的誤謬などということもある) には、取引に関連する網羅性、実在性、記録の正確性、期間帰属、並びに財務諸表に関連する評価の妥当性、表示の妥当性などがある。

経営者は、勘定科目が適正に表示されるために、財務諸表上のアサーションと重要な勘定科目とを関連付ける必要がある。例えば、AS2 によると、外部監査人は、個々の重要な勘定科目と潜在的な記載誤りの源泉を決定する必要があり、重要な勘定残高や開示に関連する特定のアサーションの決定に際し、次の点を評価する (para 69)。

- アサーションの性質
- アサーションに関連する取引またはデータの量
- システムの性質及び複雑性 (企業のプロセスとアサーションをサポートしている情報の統制による情報技術の利用を含む)

つまり、経営者が関連するアサーションを識別するには、重要な勘定科目毎に潜在する可能性のある虚偽の表示の原因を判断しなければならない。最終的に、経営者は、すべての重要な勘定科目に関連するすべてのアサーションに係る統制を識別しテストしなければならない (PCAOB スタッフ Q&A Q10)。なお、アサーションは相互に排他的なものではないので、ある重要な勘定科目に 2 つ以上のアサーションが関連付けられることが多い (特に実在性および完全性)。

また、財務報告に係る内部統制は、適正な財務諸表を作成するために、重要な勘定科目に対応する残高が実際に実在 (発生) し、当該残高に全ての取引が網羅 (完全) 的に集約され、各勘定科目の間で金額が適正に配分され、(法的な)裏付のある権利や義務を表象し、会計基準に準拠して表示 (開示) されることを確保しなければならない。そ

ここで、より効率かつ効果的な内部統制を整備・運用するためにもアサーションを常に意識する必要がある。

4. 重要なプロセス、事業拠点の認識

Q13. SOA の対象企業の範囲（連結、関連会社、在米等）はどこまでか？

PCAOB による基準

PCAOB の監査基準は、企業が関係会社等複数の事業拠点をもつ場合、外部監査人がどのように内部統制の評価対象を選定し評価範囲を決定すべきかについて、以下のように定めている。経営者はこれに準じて内部統制の文書化および有効性のテストを実施する必要がある。

A) 内部統制評価の対象となる事業拠点と評価実施の範囲

a) 個別(財務的)に重要な事業拠点

経営者の作成したプロセス・レベルの内部統制文書化を評価し、統制の有効性についてテストを実施する。(AS2 Appendix B para B4)

b) 特定の重要なリスクがある事業拠点

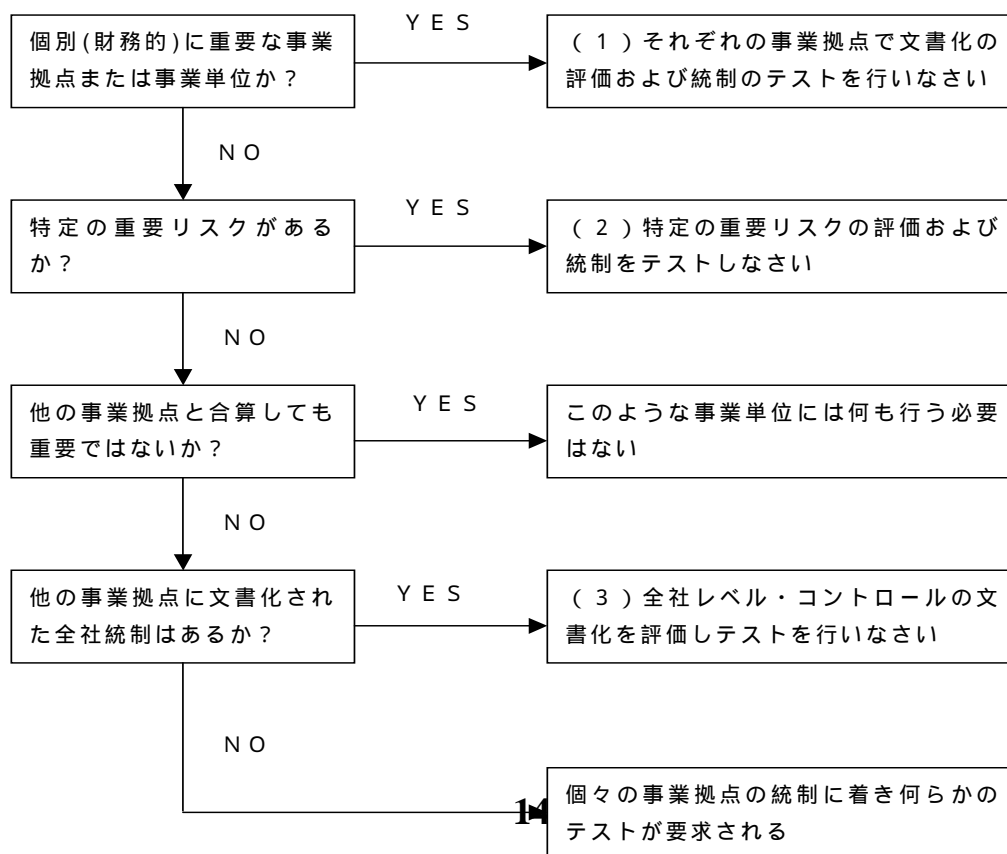
特定の重要なリスクに関する統制の有効性についてテストを実施する。(AS2 Appendix B para B6)

c) 他の事業拠点と合算した場合に重要である事業拠点

経営者の作成した全社レベルの内部統制文書化を評価し、統制の有効性についてテストを実施する。(AS2 Appendix B para B7-B11)

B) 内部統制評価実施の範囲を決定するためのフロー図

評価実施範囲を決定するためのフローを図示すると以下のとおりである。(AS2 Appendix B para B13, Illustration B-1)



「個別(財務的)に重要な事業拠点」等の判定基準と評価実施のカバー率

上記 PCAOB の基準に従って内部統制評価対象を選定するには、「個別(財務的)に重要な事業拠点」の判定基準および選定の合理性を担保するため評価実施のカバー率等に関するガイドラインが必要であるが、法的機関からこのようなガイドラインは公表されていない。従って、各企業は監査を担当する外部監査人と協議し評価対象を選定しているのが実情であると思われる。

会計事務所等の専門家から出ているガイドラインの一例をあげると、PwC は連結財務諸表において以下のひとつが当てはまれば「個別(財務的)に重要な事業拠点」と判定することを推奨している。

- 収益が連結数値の 5 パーセント超
- 税引前利益が連結数値の 5 パーセント超
- 総資産が連結数値の 5 パーセント超
- 純資産が連結数値の 5 パーセント超

ただし、事業が分散している場合にはこのパーセンテージを下げて十分な評価実施のカバー率を確保することが必要となる。PwC は「特定の重要なリスクがある事業拠点」および「他の事業拠点と合算した場合に重要である事業拠点」を含めて少なくとも 60 ~ 70 パーセントのカバー率が必要であるとしている。

また、以下に示す A 社の事例のようにポイントを用いて「個別(財務的)に重要な事業拠点」等を判定しているケースもある。評価実施のカバー率は監査を担当する外部監査人の意見を取り入れて決定したとのことであった。

- 重要勘定毎にカバー率（例えば合計値の 90 パーセント）を確保できるまで金額の大きい順に事業拠点を抽出し、それらの事業拠点にポイントを付与する。
- 全重要勘定のポイントを事業拠点毎に合算する。
- 合算の結果一定以上の高ポイントを得た事業拠点を「個別(財務的)に重要な事業拠点」と判定する。
- 一定以上の高ポイントには達しないが固有の重要リスクをもつ事業拠点(金融子会社等)を「特定の重要なリスクがある事業拠点」と位置づける。
- 抽出されたそれ以外の事業拠点を「他の事業拠点と合算した場合に重要である事業拠点」と位置づける。

5. 内部統制の整備状況 (Design) の文書化

Q14. 海外拠点における文書化については、どのような基準で推進していけばよいか？

PCAOB の監査基準は、海外拠点のみならず、「企業が複数の事業拠点または事業単位を有する場合には、まず重要な勘定科目と関連するアサーション、重要なプロセス及び主要な取引の種類を連結財務諸表との関連性及び重要性に基づいて決定しなければならない (AS2 para 87 Appendix B1-B17)」としている。

拠点の識別

海外拠点を多く有する企業の場合でも、連結決算上、本社(単体)が金額的に過半数の重要勘定を有し、各拠点は「個別に重要」または「金額的に重要」ではないケースがあるかも知れない。規模的には同様で、数多くの海外拠点を有している場合、経営者が

金額的な基準により、又は特定のリスク、営業的戦略性を考慮して拠点の識別を行っても、必要なカバレッジを得られない可能性がある。むしろ個別に重要でない海外拠点については、サンプリングで拠点を選別し、統制を評価した方が合理的である。但し、サンプルは母集団を代表するものでなければならず、また例外がほとんどないことが前提となる。

文書化の言語

海外の場合、使用する言語の問題がある。SOAにおいては文書化の言語の問題については特に規定されていないが、多国籍企業の場合、英語圏以外の国で事業活動を展開しているケースは多く、本来的には各事業拠点でプロセスオーナーが解する言語を使用すべきと考える。問題は本社の経営者がその言語を解さないことにより、グループとしての内部統制の有効性評価に支障が生じないかということである。これについては当該言語を理解し、統制のテストを実施する現地監査人の検証結果を評価し、利用するのが適切であろう。

国際監査基準に準拠して作成された監査報告書の利用

海外拠点がPCAOB監査基準及びSAS70の基準に準拠して内部統制に関する監査報告書を提供できる場合、理論的にはこれを利用することが出来る。しかしながら、検証を行った独立監査人の適格性と能力について、本社の経営者が別途評価する必要があり、場合によっては当該海外拠点の統制の有効性についての保証を得るために、追加的な手続を実施しなければならない可能性は残っている。

Q15. 作成された文書のチェックは、どのような方法で行うのか？

内部統制の整備状況を文書化した後、その文書の内容をチェックするということは、言い換えれば統制の設計上の有効性（更には運用上の有効性も）を評価することに他ならないと考えられる。具体的には、経営者は以下のような統制のテストを実施する過程で、文書の内容と妥当性をチェックすることになる。

経営者によるセルフ・アセスメントテスト

PCAOB監査基準(AS2 para 40)では、経営者によるモニタリングの一環としてのセルフ・アセスメントテストを統制の有効性の評価ツールとして認めており、十分な客観性がない(AS2 para 126)という欠点はあるものの、経営者（及び従業員）によるテストによる評価は有益と言えよう。

内部監査部門の関与

経営者がテストに関してより高い客観性が必要であると判断している場合、内部監査部門によるテストの実施が望ましいと考えるかも知れない。但し、内部監査部門はSOA404条対応以前に、日常の経営監視活動に責任を負っており、テスト等の実施を請け負うことで内部監査部門の人的・経済的リソースを費消させ、内部監査部門が本来果たすべき責務・機能が十分に果たせなくなる可能性があることには注意が必要である。

斯かる場合、会社は事前にビジネスプロセスを明確にし、リスクアプローチによって内部監査部門の業務の優先順位及び責任範囲を見直すことが必要となる。

6. 内部統制の整備状況の有効性（Design Effectiveness）のテストと評価

Q16. 内部統制の整備状況の有効性はどのようにしてテスト、評価、文書化するのか？

経営者による内部統制の有効性評価は、その整備状況と運用状況とについて実施することが求められている（AS2 para 40）。しかしながら、整備状況の有効性をどのようにテスト・評価し、文書化するのかについては、必ずしも具体的な基準、手法が確立しているとは言えず、実務上、困難を感じる部分である。

テストの手続

会社の担当者への質問、統制の視察、ウォークスルー、関連する文書の検査を実施する（AS2 para 89）。中でもウォークスルーは特に有効な手続きと考えられ、1つの取引のサンプルを用いて、発生から財務諸表作成までのプロセスをたどることにより、プロセスの理解、統制の記述についての正確性、記述された統制の存在を確認するテストである（AS2 para 79）。ウォークスルーの過程では、文書化されたプロセス・統制に基づき、担当者への質問を実施する。加えて、不正に対する統制を理解するために、エラーの発生状況とその解決方法、統制についての特例に関わる追加質問をすることも重要である（AS2 para 81）。

評価の方法

統制が設計されたとおりに運用されたならば、財務諸表の虚偽記載に結びつく誤りや不正を防止・発見しうるかを評価する（AS2 para 88, 89）。個々の統制がいかに相互に関連してアサーションを達成しているかに着目して評価するが、多くの場合、高度な主観的判断によるものと考えられる。

有効性評価の文書化

PCAOBの基準には具体的な説明はない。統制が効果的に設計されているかの評価の過程と結果を明確に文書化すべきであるが、具体的には、次のような文書を作成しておくことが有効と思われる。

- 実施したテスト手続き（ウォークスルー）とその結果の記述
- 設計された統制によって、関連する財務諸表のアサーションがすべて達成（カバー）されることを示すマトリックス

7. 内部統制の運用状況の有効性（Operating Effectiveness）のテストと評価**Q17. 運用状況の有効性テストはどのような手法によるべきか？（質問／観察／検証／再実施）**

運用状況の有効性テストにおいては、質問(inquiry)、観察(observation)、検証(inspection)、再実施(reperformance)の4つの手法を組み合わせる必要がある（AS2 para 93）。

各テスト手法の証拠力は質問から再実施に向け高くなるが、いくつかの手法を組み合わせることにより単独で実施する場合より証拠力が高まる。

質問: インタビューを実施することにより内部統制の有効性について証拠を得る手法。質問は一番幅広く使用されている手法であるが、単独では証拠力が弱いため他の手法と併せて実施される必要がある。また、質問に対する回答内容からだけでなく質問に対する相手の反応からも、実施されている統制の水準、誤謬や不正を予

防・発見するための統制についての認識度等に関して、情報を得ることが出来る。(AS2 para 94-96)

観察：内部統制手続きの実施状況を注意深く見て、その有効性に関する証拠を入手する手法。観察により一時点の有効性の確認はできるが監査対象期間を通じた有効性は確認できないので、質問や検証と組み合わせて実施される必要がある(AS2 para 93)。

検証：内部統制の実施結果を記述した文書を検証することによりその有効性に関する証拠を入手する手法。文書による証拠が存在する場合に実施が可能。統制環境(マネジメントスタイル等)のように証拠となる文書が存在しない場合には質問および観察を実施する必要がある(AS2 para 97)。検証は証拠となる文書全てを対象として実施されるのではなく、サンプルを抽出して実施されることが一般的である。サンプルは無作為に抽出される必要がある。

再実施：内部統制行為を再度実施することにより内部統制の有効性について証拠を得る手法。(伝票への承認サインが必ずしもチェックの実施を意味しないように)証拠となる文書が存在する場合でも内部統制の有効性が確認できない場合がある。このような場合には、再実施によるテストを併せて実施する必要がある(AS2 para 97)。また、コンピュータにより自動化された内部統制を評価する場合にも再実施によるテストが行われる。

Q18. どの程度のサンプルをテストすべきか？ 不備の是正を確認するテストのサンプル数は？

統制種類・内容・頻度により統計サンプル数の標準的基準(最大・最小値)がある。

目的・種類

適切なサンプル数の確保により統制が有効であるとのテストのエビデンスとするためと、不備の発見遅延による改善不可能なリスクを軽減するために、サンプルサイズは決定される。手法は統計(無作為抽出・母集団代表)を用いる。自動(IT)化された統制と手動(手作業)による統制とに分類して考える必要がある。

原則

実際には頻度と内容、重要性・複雑性などから外部監査人がサンプル数を決定するので、経営者はそれより多くのサンプル数をテストしておくことが望ましい。

- 設計された統制から逸脱が起こりにくい場合は、少ないサンプルでも良い。(最小)
- 誤りや手続の恣意性発生の頻度が高い場合や、統制している手法の数が限定的な場合には、十分に多いサンプルが必要。(最大)

実際には、外部監査人と話し合いサンプル数を予め決めておくことが実務的であろう。

サンプル数の基準

サンプル数は最大許容誤謬率を超えない様に決定する。日次複数回の統制に係るサンプル数の基準は以下ようになる。

- a) 自動化された統制：1 から 2 (統制アルゴリズムの確認やシステム詳細レビューも必要)

* 例外事項検出の場合は大問題で、システムティックな欠陥の是正が必要。

- b) 手動による統制：最小 25 から最大 60

* 初回で例外事項検出の場合における 2 回目以降のサンプル数：最小 25

尚、不備の是正を確認する為には、初回と同数以上のサンプル数が望ましい。但し、

サンプル範囲拡大、例外事項の原因特定の質的分析、代替統制の検討なども必要となる。

参考

統計的には例外事項未検出の場合では、25 サンプルで信頼区間(Confidence Interval)90%、誤謬発生率(リスク)10%以下。60 サンプルで同 95%、5%以下。

なお、上記に例示した日次複数回の他に、外部監査人が使用するとされる手動統制に係る統制頻度による統計サンプル数(初回)の標準テーブルは、下記のとおり。

手動統制実施頻度	標準サンプル数
日次複数回：	25 から 60
日次：	20 から 40
週次：	5 から 15
月次：	2 から 5
四半期次：	2
年次：	1

Q19. 会計期間中、いつテストを実施すべきか？ 年度末でのアップデート手続きは、いつどのように実施すべきか？

テスト対象期間の決定

テストの結果、例外事項が発見され、当該コントロールの不備が明らかになった場合、改善後のコントロールを再テストしなければならない。そこで、再テストを行うために必要な期間を考慮してテスト実施計画が行われるため、最初のテスト対象期間は必然的に会計年度の全部とはならない。例えば、コントロールの実施頻度が一番少ない四半期での統制活動に関しては、期末までに必要な評価期間は2四半期(第4四半期含む)なので、コントロールの不備の発見を勘案すると、遅くとも半年前にはコントロールのテストが実施されていなければならない。

生じる問題点

SOA は、経営者に対して財務報告にかかわる内部統制の有効性について、会計年度末での宣誓を求めている。そこで、最初のテスト対象期間が当該会計期間の半年分であり、テスト結果が良好であった場合には、当初のテスト対象期間に含まれていなかった期間に対するロールフォワード手続(テスト)が実施される必要がある。

当該テストは厳密には期末日以降に行わなくては宣誓対象となるテスト対象期間を包含していないことになってしまう。しかし、全てのキーコントロールを期末日以降にロールフォワードすることは現実的ではないので、アップデートのためのテスト手続(例えば、期末一ヶ月前までにテストを終了したコントロールに関しては、期末時点での統制の有効性についてコントロールオーナーから積極的確認書を入手する等)に関する方針を外部監査人と相談して、あらかじめ合意しておく必要がでてくる。

Q20. 期末以降に行われるコントロール(決算プロセス等)についてのテストと評価は、どのように行うべきか？

テスト対象となるキーコントロールの範囲

期末日以降に行われるキーコントロールは、決算処理や開示に関する業務に対するコントロールである。当該コントロールのうち、四半期決算時に実施されていないキーコ

ントロールがあるとすれば、実施回数が年一回のコントロールになるので、テスト対象母集団の選定が一回限りになる。

生じる問題点

日本の会社の場合、経理部門（特に決算業務や開示に関して）はある特定の担当者の業務に依拠していることが多い。決算業務でも、会計システムに数値を入力する業務に関しては、会計処理に対する通常のコントロール（例：担当者以外の上長の承認）が存在すると思うが、開示資料作成業務や連結作業は有効なコントロールの存在がないことが想定される。

しかし、実施回数が年一回のコントロールについては、不備が発見されても同一会計期間中に改善を確認することが不可能である。そこで、初年度については、期中に前期のコントロールをもテストする必要がある。

Q21. 内部統制の運用状況の有効性は、どのように評価するのか？

経営者は内部統制の設計上の有効性や運用上の有効性テスト、および他の情報源（セルフ・アセスメントや内部監査によるレビューや継続的な監視活動など）によって内部統制の有効性の証拠を得ることができる。テスト結果を評価する目的は、個別に重要な事業拠点ごとに財務諸表上の全ての重要な勘定や開示項目に関連する全てのアサーションに係る統制が有効に整備され運用されているか結論付けることにある。

特定のテストの結果とその関連証拠を評価する場合、次の点を確認することが有効と考えられる。

- 何のリスクを軽減することを意図した統制か
- 例外事項は発見されたか
- 発見された例外事項は解消されたか
- 繰り返し生じる例外事項を修正するプロセスがあるか

一般に、統制は、許容・不許容基準（すなわち、統制は、依拠できる程度に機能しているか否か）でテストされる。統制が有効に運用されているということについて高水準の保証を求められており、そのような高水準の保証を得るためには、無視しうる例外事項の発生率しか認められない。

もしテストで例外事項が発見された場合、経営者は、それが生じた理由を明確にするために、その例外事項を評価しなければならない。例外事項の調査をする中で、経営者は、当該統制が有効に運用されていないと判断することもある。

一方で、調査の結果統制上の問題が存在したと結論づけるには至らない場合もある。

（AS2 para 107）

例外事項の評価・検討には、相当程度の判断が要求されるため経験者（統制の評価や監査の経験のある人）により実施されるが、その検討のために依拠できるような定量的な判断基準や定型的なチェックリストを策定することは難しい。（AS2 para 106）

例外事項が内部統制の運用上の有効性に関して、潜在的な欠陥を示しているか否かについて評価の参考として次のような点を考慮することもある。

- 統制に対する例外事項の原因が特定され、是正されたか。
- 統制に対する例外事項はどのように発見されたか。例えば、通常のプロセスで経営者によって発見される場合、補完的な統制の存在によって全体の内部統制は有

効であると判断できる場合がある。

- 統制の欠陥が1つのアプリケーションに限定されるのか、または全般的なものであるのか。
- 統制の欠陥が全般的なものでない場合、例外事項が単なる不注意によるものであるのか、または適切なトレーニングを受けていない従業員によるものであるのか。
- 統制の欠陥が1つのアプリケーションに限定されると仮定した場合、そのアプリケーションが会社全体にどのような影響を及ぼすのか。
- 会社の規定からの逸脱がどの程度であるのか。
- 他の同様の誤りが発生し、まだ発見されずにいる可能性はどの位あるのか。
- 統制手続きの実施頻度に比べて、例外事項や誤りの発見度合いはどのくらいであるのか。

これらの要素を検討して、経営者は内部統制上の問題点から生じる虚偽の表示の発生可能性と大きさの評価に基づき、それが「重要な問題点」(Significant Deficiency) あるいは「重大な欠陥」(Material Weakness) に該当するかについての判断をする。

PCAOB 監査基準では、もしその問題点によって、分別のある者(prudent person) が、GAAP に準拠して財務諸表を作成するために取引が記録されているという合理的な保証があると判断できない場合、当該問題点は、少なくとも「重要な問題点」であるとしている。

8 . 内部統制全体の有効性についての評価

Q22. 内部統制の重要な問題点(Significant Deficiency)、重大な欠陥(Material Weakness) とする基準は何か？

PCAOB 基準書においては、「重要な問題点」や「重大な欠陥」に関し、その程度について明確に数値化された基準が示されている訳ではなく、以下のように基本的な考え方が示されている。そこで、個々企業においては、検出された問題点をこれらの基準に照らしつつ、実態を踏まえて(量的要素だけでなく質的要素も考慮して) 判断する、ということになる。なお、会計監査法人から、より具体的な判断基準が示されている部分もあるので、その内容も参考となる。

重要な問題点(Significant Deficiency)

一般に公正妥当と認められる会計原則(GAAP) に準拠して外部向け財務データを作成、記録、処理もしくは報告する会社の能力に、マイナスの影響を及ぼす内部統制上の問題点であり、単独あるいは複数の問題点の組み合わせにより、年次または四半期報告書上の軽微とは言えない金額の虚偽の表示が生じ、それが防止または発見されない可能性が殆ど無いとは言いきれないもの(AS2 para 9)。

次のような領域に存在する問題点は、少なくとも重要な問題点となる(AS2 para 139)。

- GAAP に準拠した会計方針の選定や適用に係る統制
- 不正防止プログラムおよび統制
- 非経常的あるいは非体系的取引に係る統制
- 期末財務報告プロセスに係る統制

重大な欠陥(Material Weakness)

年次または四半期財務諸表上における、重要な虚偽の表示が防止または発見されない

可能性が殆ど無いとは言い切れない結果につながる、重要な問題点、あるいは複数の重要な問題点の組み合わせ（AS2 para 10）。

次のような状況は、少なくとも重要な問題点に該当し、重大な欠陥の存在を示唆する（AS2 para 140）。

- 誤謬や不正による虚偽の表示の修正を反映するための、過去の財務諸表の訂正報告
- 会社の財務報告に係る内部統制では識別されず、外部監査人が当期の財務諸表上の重要な虚偽の表示を識別した場合
- 会社の外部向け財務報告や財務報告に係る内部統制に対する監査委員会による監視が有効でない場合
- 大規模または高度に複雑な形態の会社で、構成要素としての監視活動やリスク評価が有効であるために内部監査機能やリスク評価機能が有効であることが必要であるにも拘わらず、当該機能が有効ではない場合
- 強く規制されている産業に属している複雑な形態の会社であるにも拘わらず、法規制遵守の機能が有効でない場合
- 大きさに関わらず上級経営者による不正が識別された場合
- 経営者や監査委員会に報告された重要な問題点が、合理的期間を経過してもなお是正されていない場合
- 統制環境が有効でない場合

なお、これら「重要な問題点」と「重大な欠陥」については、AS2 Appendix Dにおいて、具体的な例が記載されている。

9. アウトソーシング、ITに係る内部統制の評価

Q23. アウトソーシング先をどのようにテストすべきか？

近年、業務の多様化・専門化への対応、あるいは国際競争に打ち勝つための合理化・効率化の手法として、多くの企業がアウトソーシング（業務の外部委託）を積極的に活用している。外部に委託している業務が、財務諸表の勘定科目に重要な影響を与えている場合は、経営者は受託会社（委託業務提供者）の内部統制の有効性を評価し、外部監査人はこれに対する監査を行う。

PCAOB が公表する監査基準は、業務を外部委託している場合、受託会社の外部監査人が発行する監査報告書（いわゆる SAS70 タイプ II 報告書）を利用することができる（AS2 Appendix B, para B18）としている。以下は、SAS70 を利用する場合としない場合における留意点をまとめたものである。

SAS70 を利用する場合

SAS70 とは、米国公認会計士協会（AICPA）が策定した監査基準第 70 号のことであり、日本においても同基準を参考に、日本公認会計士協会より、監査基準委員会報告書第 18 号「委託業務に係る統制リスクの評価」が公表されている。これらの基準に従い、独立監査人が受託会社の内部統制の整備及び運用状況について意見表明する報告書が、SAS70 報告書として知られている。報告書には、統制の整備状況が適切であるかを評価し、基準日において表明するタイプ I と、当該統制の有効性について期間（例えば会計年度）において検証し、運用状況を評価するタイプ II がある。SOA404 条対応としてはタイプ II を受託会社から入手すべきであり、タイプ I は、SOA404 条に基づく内

部統制の有効性の評価には利用できない。

また、当該報告書を利用する場合でも、経営者は対象となる内部統制に責任を有しており、報告書の内容（検証範囲、対象期間、統制記述、監査人の手続及び意見等）を検討する必要がある。

タイプ II 報告書の発行時期が、経営者の有効性評価の時期とずれている場合、もしくは経営者の財務報告に係る内部統制評価のために十分でない場合には、受託会社への質問、必要な情報の入手、受託会社における統制テスト等の追加手続を実施する。

SAS70 を利用しない場合

SAS70 タイプ II 報告書を入手できない場合、もしくは入手した報告書が経営者の要求する情報と合致しない場合には、委託業務に係る内部統制に対し代替的手続を行う必要がある。手段としては、受託会社において統制テストを実施する、受託会社の業務に係るユーザー統制のテストを行う、関連する統制テストに関する外部・内部監査報告書を入手する、あるいはこれら代替的手続の組み合わせ等がある。

経営者が、受託会社において統制テストを実施するためには、受託会社の同意が必要である。一般的には、業務委託契約書に監査条項として明記される。委託側と受託会社との解釈の違いを防ぎ、両者にとって公平な内容であるために、監査条項として盛り込むべき内容（目的、監査時期、頻度、施設への立ち入り権限、受託会社の協力等）は、明確かつ具体的にすることが必要である。また、情報漏洩事故と個人情報保護の観点から、両当事者による機密保持義務は、監査条項に含めるか、別途守秘義務契約を締結する等の対策が必要である。

会社が受託会社のシステムにアクセスが可能な場合、もしくは自社システムへのデータ入力を外部委託している場合は、経営者はユーザー統制テストを行う。これにより、自己のユーザー統制が、受託会社の統制が機能しなかった場合に起こりうる財務諸表上の誤りや不正を、防止・発見できるという保証を提供しているかを評価する。ユーザー統制には、受託会社が処理する前のデータと、システムから出力した処理後のデータを比較する「インプット・アウトプット・コントロール」、受託会社の実績を、業務委託契約やその他判断基準に照らして検討する「パフォーマンス・モニタリング」、システム開発を委託している場合に、開発プロセスに係る重要な統制（文書化、承認、テスト等）を自社で行う「プロセス・コントロール」等がある。

Q24. IT 全般統制の有効性テストは、外部業者やグループ内のシステム会社に委託して実施してよいのか？

企業の財務諸表作成プロセスにおいて、情報技術（以下、IT）が会計情報の処理に高度に取り入れられている場合には、統制リスクの評価に大きく関係する。したがって、経営者は、財務諸表に影響するシステムとアプリケーションを特定し、ビジネスプロセスとの結びつきを把握し、文書化及びテスト対象を検討する必要がある。IT の全般統制については、PCAOB の監査基準の様々な個所で言及されているが、情報処理に係る統制の有効性を確保することに役立つ IT 全般統制の要素として、

- プログラム開発
- プログラム変更
- コンピュータ運用
- プログラムやデータへのアクセス

の4項目が例示されている（AS2 para 50）。

急速な技術革新への対応と、外部機関の専門性を期待し、多くの企業で IT 部門のアウトソーシングが活用されている。この場合の経営者による財務報告に係る内部統制評

価の留意点は、業務の外部委託と同様であるため Q.23 を参考にされたい。加えて、IT の進歩は日進月歩であることから、経営者は内部統制の評価にあたり、専門的知識と技能の確保を考慮すべきであろう。

コングロマリットのような企業形態の会社においては、企業グループ専門のシステム会社を持つことも少なくない。このような場合、業務委託契約に基づき、グループ内のシステム会社に、IT 全般統制の有効性テストの実施を委託することができる。システム会社が内部監査部門を保有している場合は、職業的専門家としての技能要件を満たしていると考えられ、有効性テストの効果が期待できる。システム会社が内部監査部門を保有していない場合、経営者は有効性テストを実施する者の能力と客観性について精査を行い、必要があればシステム会社に専門家の起用を依頼する等の策を講ずる。企業グループ内の会社であっても、有効性テストの実施を委託した場合の最終的な評価責任は、経営者にあることを忘れてはならない。また、グループ会社と業務委託契約を締結する際には、経営者は、移転価格税制や親子間取引の規制（いわゆるアームズ・レングス・ルール）についても十分考慮する必要がある。

10. 次年度の対応

Q25. 次年度の対応で留意すべき点は何か？

SOA404 条の要求事項への対応で、大きな作業となるのが、「文書化」（有効な内部統制の根拠・証拠）と「テストの実施」（内部統制の運用の有効性の合理的な保証）である。以下、この作業について、次年度以降どのように行うべきかを考える。

「文書化」「テストの実施」の作業は、いままで、企業レベルでは行われていないか、または行われていても一部分のみであったため、初年度においては、いわば、一から始めるものが大部分を占めることとなる。このために、初年度では多くの企業は新たにプロジェクトを組織し、外部のコンサルティング会社の支援を得て「文書化」「テストの実施」を行うこととなるのではないかと考えられる。しかし、次年度以降については、これらの作業を、極力、企業自らが担い手となり、積極的に取り組み、準備し実施していくことが求められる。そうすることで外部のコンサルティング会社の支援も徐々に減らすことができる。

次年度以降の「文書化」について

次年度以降は業務の変更部分を「文書化」することになるが、各事業部門・IT 部門・経理部門の責任者が、自ら主体的に動いて部門内の「文書化」を進めるように、年間の業務スケジュールに組入れる必要がある。また、各部門の責任者は必要に応じて専任の担当者を割り当てるべきである。

「文書化」には、各部門に関するものだけでなく、全社レベルのものも必要となるが、全社レベルの「文書化」については、初年度の対応のプロジェクト組織を「内部統制委員会」のような恒常的な組織に発展させるなどして、組織的に「文書化」を行うことが求められる。

次年度以降の「テストの実施」について

「テストの実施」は業務の変更の有無に関わらず、毎年行う必要がある。かつ、合理的な保証とするために、内部監査部門のような第三者の立場の組織によるテスト計画のレビューおよびテスト結果の評価が必要となる。

したがって、次年度以降の「テストの実施」については、「内部統制委員会」のような全社的組織の主導のもと、内部監査部門が積極的に関与し、合理的な保証となるように実施することが考えられる。「テストの実施」の作業負荷は相当な量となるため、場合によっては既存の内部監査部門だけでは賅いきれないので、次年度以降も外部のコンサルティング会社の支援は残さざるを得ない。中期的には、内部監査部門の拡充を図るとともに、統制自己評価(CSA)の仕組みを導入することで「テスト実施」の負荷軽減を図る必要がある。

また、すでに統制自己評価(CSA)の仕組みを導入している企業であれば、CSAの実施内容が「テストの実施」として利用できるように保証水準を高めるために、独立した立場である内部監査部門による検証を実施するという対応をとることが求められよう。

以上

<参考文献>

- PCAOB Auditing Standard No.2 「An Audit of Internal Control Over Financial Reporting Performed in Conjunction with An Audit of Financial Statements」
- 「財務報告に係る内部統制の実務 第2版」 土田義憲著 (中央経済社)
- 「サーベンス・オクスリー法第 404 条 財務報告に係る内部統制の有効性評価に関する経営者の責任」 PwC White Paper - December 2003 (中央青山監査法人)
- 「サーベンス・オクスリー法 404 条 経営者のための実務ガイダンス」 PwC Monograph - July 2004 (中央青山監査法人)
- 「Guide to the Sarbanes-Oxley Act: Internal Control Reporting Requirements – Frequently Asked Questions Regarding Section 404」 (Protiviti)
- 「米国企業改革法(サーベンス・オクスレー法)内部統制報告要件～第404条～質問集(米国プロテビティ質問集より)」 (Protiviti)
- 「Internal Auditing's Role in Sections 302 and 404 of the U.S. Sarbanes-Oxley Act of 2002」 IIA White Paper - May 26, 2004 (The Institute of Internal Auditors)(月刊監査研究 2005年3月号に和訳の掲載あり)
- 「変革を迫られる内部監査部門」 CIA フォーラム研究会 No.2 報告書 月刊監査研究 2004年3月号 (内部監査協会)

<CIA フォーラム研究会 No.10 メンバー>

- 山下 二郎 (座長、A I G株式会社)
小川 弘美 (ステート・ストリート信託銀行)
黒田 浩史 (株式会社三井住友銀行)
佐藤 弘 (丸紅株式会社)
大工原 幸人 (三井物産株式会社)
前田 寛 (NECフィールドディング株式会社)
村上 泰樹 (監査法人トーマツ)
村田 一 (オリックス株式会社)
森 莊太郎 (オムロン株式会社)
柳瀬 文子 (中央青山監査法人)
西川 典夫 (三井住友海上火災保険株式会社)
島崎 主税 (島崎公認会計士事務所)

なお、本稿の内容は、当研究会の見解に基づくものであり、研究会の構成メンバーが所属する組織の見解を代表するものではない。